**業務委託契約書（時間報酬型）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）は、乙が甲に対し時間を基準とした業務委託を行うことに関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲は乙に対し、甲の事業遂行に必要な業務を委託し、乙はこれを時間報酬型により受託することを目的とする。

**第2条（定義）**
本契約において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

1　本契約における「業務」とは、甲が乙に委託する別紙業務内容記載の作業をいう。
2　「時間報酬」とは、乙が業務遂行のために実際に従事した時間を基準として算定される報酬をいう。
3　「成果物」とは、必要に応じ業務の一環として作成される文書、データ、プログラムその他の成果をいう。

**第3条（業務委託）**
1　甲は乙に対し、別紙に定める業務を委託し、乙はこれを受託する。
2　甲は乙に対し、必要に応じて業務の指示、資料提供、情報開示を行う。
3　乙は善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行する。

**第4条（報酬及び支払方法）**
1　甲は乙に対し、業務遂行時間1時間当たり●●円（消費税別途）を基準とした報酬を支払う。
2　報酬額は、乙が提出する作業時間報告書に基づき算定される。
3　甲は乙に対し、毎月末日締め翌月末日払いにて、乙指定の銀行口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

**第5条（作業時間の記録・承認）**
1　乙は、従事した作業時間を日々記録し、月末に甲へ報告する。
2　甲は乙の報告内容を確認し、妥当と認めた場合に承認する。承認された時間のみが報酬算定の対象となる。

**第6条（再委託の禁止）**
乙は、甲の事前の書面による承諾なく、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

**第7条（秘密保持）**
1　乙は、業務遂行に関連して知り得た甲の営業上・技術上の秘密を第三者に開示・漏洩してはならない。
2　本条の義務は本契約終了後も●年間存続する。

**第8条（知的財産権の帰属）**
1　業務遂行により生じた成果物に関する著作権その他一切の知的財産権は、別途書面で合意しない限り甲に帰属する。
2　乙は、甲の事前承諾なく、成果物を自己利用又は第三者に利用させてはならない。

**第9条（契約期間）**
本契約の有効期間は契約締結日から●年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも更新拒絶の意思表示がない場合には、同一条件でさらに1年間更新されるものとする。

**第10条（解除）**
1　甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、本契約を解除できる。
2　甲は、必要と認める場合には30日前までに書面通知することで、理由を問わず本契約を解除できる。

**第11条（損害賠償）**
甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、当該当事者はその一切の損害を賠償する責任を負う。

**第12条（不可抗力）**
天災地変その他不可抗力により業務遂行が困難となった場合、当該当事者は責任を負わない。ただし、速やかに相手方へ通知しなければならない。

**第13条（遅延損害金）**
甲が報酬の支払を遅延した場合、甲は乙に対し年14.6％の割合による遅延損害金を支払う。

**第14条（契約終了後の処理）**
1　乙は契約終了時に、甲から提供された資料、データ等を返還又は甲の指示に従って廃棄する。
2　本契約終了後も、第7条（秘密保持）、第8条（知的財産権）、第11条（損害賠償）は有効に存続する。

**第15条（準拠法及び合意管轄）**
1　本契約は日本法を準拠法とする。
2　本契約に関する紛争が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

●年●月●日

甲：●●株式会社
住所：
代表者：

乙：●●
住所：
代表者：